



個人事業主のためのケガの保険

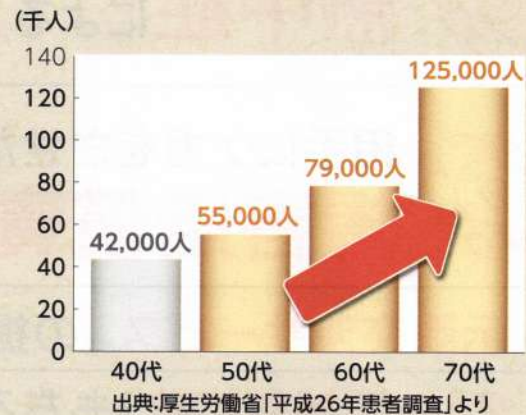
東京青色傷害保険

2021年5月1日補償開始

50代から急増するケガのリスク!

年齢とともにケガのリスクは上昇します。
その理由は、運動能力の低下により
バランスが取りづらくなり
転倒することが多くなるからです。
また、骨密度の低下も原因の一部として
あるようです。

■年代別にみる骨折による患者数



急増するケガのリスクに! 東京青色傷害保険

- 会員のみなさまなら**団体割引30%適用!**
- 14才から**90才まで入れます!**
- **地震・火事**でのケガも補償!

熱中症 リスクも補償!

[申込締切] 2021年3月19日(金)



資料請求、その他のお問い合わせは

— 事故が発生した場合は —
遅滞なくご所属の青色申告会または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

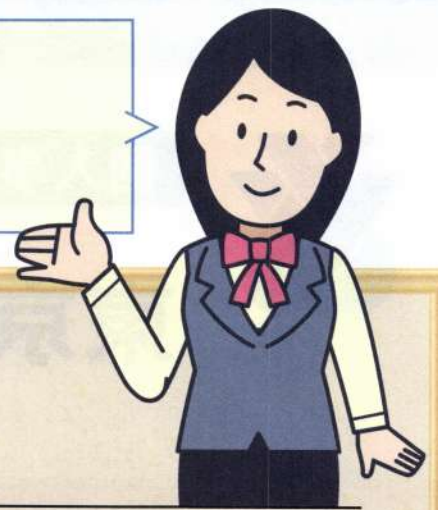
0120-985-024 (無料)

※受付時間 [24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852 (有料) におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

東京青色傷害保険の特長を ご説明します。



会員のみなさまなら
団体割引30%適用!



熱中症による**入院・通院**なども補償!



相手にケガをさせた時の法律上の
損害賠償責任を補償※1!

- **示談交渉サービス**※2の提供!
- **24時間補償対象!**もちろん、仕事中のケガも補償!
- **国内・海外どこでも補償の対象!**

(※1) 業務遂行に直接起因する損害賠償責任等は除きます。

(※2) 日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス※がご利用になります。

※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。

次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合



Q&A 特にご質問の多い事柄です。ご確認ください。

Q 保険金の請求はどうすればいいの?

A 引受保険会社へ連絡してください。

なお、事故が発生した場合はご所属の青色申告会または
あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)
受付時間 [24時間365日] におかけください。

Q 口数を増やしたいのですが

A ご所属の青色申告会でお手続きできます。その他の変更手続きもご所属の青色申告会で承っております。

もしもケガをしてしまった時の 補償内容をご説明します。



■保険金額（ご契約金額）・掛金

14才から79才までの掛金は1か月あたり1口（1,000円）～3口（3,000円）まで選べます。

なお、80才から90才までは1か月あたり1口（1,000円）のみとなります。

□ 数	1口加入 (1D)	2口加入 (2D)	3口加入 (3D)
傷害死亡・後遺障害保険金額	700万円	1,400万円	2,100万円
傷害入院保険金 (日額) 1日目から1事故最高180日まで補償 (支払対象期間180日・免責期間0日)	3,400円	6,800円	10,200円
傷害手術保険金	入院中の手術…傷害入院保険金 (日額) の10倍 上記以外の手術…傷害入院保険金 (日額) の5倍		
傷害通院保険金 (日額) 1日目から1事故最高90日まで補償 (支払対象期間180日・免責期間0日)	1,700円	3,400円	5,100円
日常生活賠償保険金額※ (免責金額0円)	500万円	1,000万円	1,500万円
半年の掛金	6,000円	12,000円	18,000円

※業務遂行に直接起因する損害賠償責任等は除きます。他人の財物を損壊しなかった場合にも日本国内において電車等が運行不能となることにより負担する法律上の損害賠償責任について補償します。

・上表の半年の掛金には保険料と制度運営費が含まれています。

・1口の場合、保険料5,540円(制度運営費460円) 2口の場合、同10,700円(同1,300円) 3口の場合、同15,870円(同2,130円)

・上記保険料には団体割引30% (被保険者数が10,000名以上)、大口契約割引10% (傷害部分のみ)、損害率による割増5%が適用されています。

ご注意

※事故によるケガの場合のみ補償いたします (病気は対象外)。 ※ 天災危険補償特約、熱中症危険補償特約がセットされています。

※継続加入については、満90才をこえた5月1日で規約による脱退となります。

※原則、保険期間中の脱退はできません。

※加入申込票記載事項 (年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等) 等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。

※傷害後遺障害保険金については、「傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約」がセットされています。軽度の後遺障害については対象外となりますのでご注意ください。詳細については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

被保険者 (補償の対象 となる方)

傷害補償はこの保険にご加入した方 (被保険者ご本人) が補償の対象となりますが、日常生活賠償保険金についてのみ、①加入したご本人以外に下記②～④の方も補償の対象となります。

①加入した人 (以下本人) ②本人の配偶者 ③本人または配偶者と同居の親族 (※1) ④本人または配偶者と別居の未婚 (※2) の子

(※1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(※2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

お支払い例 例えば、このような時にこれだけ受け取れます。

駅で転倒し、右足首を捻挫した

A子さん (72才、2口加入) は、駅構内で人とぶつかり転倒。右足首をひねって捻挫をした。

通院9日間で合計30,600円お支払い

※2口加入の傷害通院保険金日額 3,400円×9日間

子供の運動会で転倒、左アキレス腱断裂

B男さん (33才、1口加入) は、息子の幼稚園の運動会のリレーに参加し転倒。左アキレス腱を断裂した。

入院14日間で47,600円お支払い

※1口加入の傷害入院保険金日額 3,400円×14日間

通院32日間で54,400円お支払い

※1口加入の傷害通院保険金日額 1,700円×32日間

合計 102,000円お支払い



ご加入にあたって

～ご加入できる方の生年月日～

昭和5年5月2日～平成19年5月1日

加入資格

申込人

会員本人

被保険者（ご加入できる方）

①会員本人②配偶者③子④両親⑤兄弟姉妹⑥同居の親族⑦同居の使用人で、昭和5年5月2日～平成19年5月1日生まれ（14才から90才）の方

加入申込

お申込み

継続加入の場合………特にお申し出のない場合、前年度と同一内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。

新規加入・追加の場合……加入申込票に必要事項を記入し、「新規」「追加」のいずれかに○をしていただき、ご署名のうえ、ご所属の青色申告会へご提出ください。

変更・脱退の場合………ご所属の青色申告会へ下記の申込締切日までにご連絡ください。

保険料

指定口座より引落としとなります（年2回）。

口座振替

初回口座振替日は**2021年6月23日（水）**、2回目の口座振替日は**2021年12月23日（木）**です。口座振替日に引落不能の場合は翌月に再度口座引落としを行います。（2021年度より）

保険期間 （ご契約期間）

2021年5月1日（土）～2022年5月1日（日）午後4時までです。

申込締切

2021年3月19日（金）

【ご注意ください】

・ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満90才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続のお取扱いをいたします。ただし、80才以上の方は、加入口数は1口までにさせていただきます。

継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

・加入内容を変更・脱退される場合のお手続きについてはご所属の青色申告会へ申し出ください。

【保険金受取人について】

傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。

①このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。②他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。③この保険は東京青色申告会連合会共済会を保険契約者とし東京青色申告会連合会共済会の会員を加入者とする「団体総合生活補償保険」の団体契約です。④団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（東京青色申告会連合会共済会）に交付されます。

東京青色申告会連合会共済会

〒102-0074 千代田区九段南4-8-36
TEL：03-3230-8501 FAX：03-3230-8655

（取扱代理店）

株式会社 東京青色

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36
TEL：03-3230-8501 FAX：03-3230-8655

（引受保険会社）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

広域法人開発部営業課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番地19号
TEL：03-6734-9608 FAX：03-6734-9609